

## 議案第9号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執

行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日はその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。